



熊本県公報

第 1 2 3 4 4 号

平成 26 年 8 月 22 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 1
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 家畜伝染病(ヨネ病)の発生…………… (畜産課) 2
- 都市公園事業の認可…………… (都市計画課) 2

公 告

- 建設業法第 28 条第 3 項の規定による監督処分…………… (監理課) 2
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 4
- 熊本県防災行政無線システム再整備工事に係る一般競争入札
の実施…………… (危機管理防災課) 4

登 載 依 頼

- 平成 26 年度第 3 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の
開催…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 9
- 平成 26 年度熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保
健福祉推進部会の会議(第 2 回)の開催…………… (熊本県社会福祉審議会) 9
- 平成 26 年度第 2 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催
…………… (熊本県公共事業再評価監視委員会) 10

告 示

熊本県告示第 829 号
 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 26 年 8 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 26 年 8 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	下益城郡美里町大字早楠字弁天 1 4 4 2 番 1 地先から 下益城郡美里町大字早楠字下津留 1 9 3 7 番 1 地先まで	前	9.7 ～ 16.8	112.0	仮設道路の設置
			後	9.7 ～ 16.8		
				6.0 ～ 16.0	112.0	

2 区域を変更する期日 平成 26 年 8 月 22 日

熊本県告示第 830 号
 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 26 年 8 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 26 年 8 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田浦港線	葦北郡芦北町大字小田浦字北原 1579番7地先から 同所 1583番3地先まで	前	5.7 ～ 18.4	27.0	やさ道 交1地
			後	5.9 ～ 35.4		

2 区域を変更する期日 平成26年8月22日

熊本県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年8月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年8月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南小国上津江線	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字遠見塚 3751番3地先から 阿蘇郡南小国町大字中原字地藏原 50番5地先まで	283.0	防交

2 供用を開始する期日 平成26年8月22日

熊本県告示第832号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成26年8月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病名	区分	発 生 年 月 日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨ－ネ病	患畜	平成26年8月12日	菊池郡大津町	1戸2頭	乳用牛

熊本県告示第833号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画公園事業 4・4・13号 植木中央公園
- 3 事業施行期間 平成26年8月22日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市北区植木町岩野地内

公 告

熊本県公告第429号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年8月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日

- 平成26年8月12日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
株式会社吉田組
天草市有明町大島子2372
代表取締役 吉田 安久
熊本県知事許可(特-22)第1114号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命じる営業の範囲
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの。
(2) 期間
平成26年8月26日から平成26年12月23日までの120日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社吉田組の元取締役は、当時の上天草市建設部長に対して、平成25年5月10日頃、上天草市内において、同年度中に同市から発注が予定されていた工事の指名競争入札参加者の選定等に関し、同社に有利かつ便宜な取り計らいを受けた旨の趣旨のもとに、現金60万円を無利息、無担保で貸与し、もつて同建設部長の職務に関して賄賂を供与した贈賄の罪により、平成26年7月18日、熊本地方裁判所から懲役6月、執行猶予3年の判決が言い渡され、同年8月2日、その刑が確定した。
このことにより、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当した。

熊本県公告第430号

熊本市に事務所を置く白浜土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成26年8月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂口 照光	熊本市西区河内町白浜243番地1
理事	小崎 英明	熊本市西区河内町白浜884番地
理事	中川 正則	熊本市西区河内町白浜994番地
理事	横田 博文	熊本市西区河内町白浜916番地
理事	上野 広春	熊本市西区河内町白浜5番地
理事	村上 成人	熊本市西区河内町白浜2068番地
監事	中川 正義	熊本市西区河内町白浜936番地
監事	上野 正博	熊本市西区河内町白浜822番地
就任		
理事	小崎 英明	熊本市西区河内町白浜884番地
理事	上野 広春	熊本市西区河内町白浜5番地
理事	横田 博文	熊本市西区河内町白浜916番地
理事	村上 成人	熊本市西区河内町白浜2068番地
理事	小崎 泰成	熊本市西区河内町白浜9番地
理事	坂本 隆	熊本市西区河内町白浜2001番地
監事	坂口 照光	熊本市西区河内町白浜243番地1
監事	中川 正則	熊本市西区河内町白浜994番地

熊本県公告第431号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市熊入町字西田225番7、同226番1、同226番7、同226番8、同226番9、同226番10、同226番11、同227番1、同227番4、同228

- 番1、同229番1、同232番1、同232番4、同233番2、同233番3、同233番4及び同233番5
- 3,949.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 福岡県八女市黒木町本分1174番地3
 吉田 慶二郎
 福岡県八女市黒木町本分1174番地3
 吉田 敏子

熊本県公告第432号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年8月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字丸林2396番4
281.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘三丁目3番19号
中川 太一

熊本県公告第433号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第84条第1項の規定により公告する。
平成26年8月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 第1 競争入札に付する事項
 - 1 工事番号 平成26年度 危防工第2号
 - 2 工事名 熊本県防災行政無線システム再整備工事
 - 3 工事場所 熊本県庁外県内一円
 - 4 工事概要 熊本県防災行政無線システムの老朽化に伴う機器の更新
 多重無線装置 36区間
 移動系無線装置 中継所18、端末局77、パトロール車等79
 衛星系無線装置 県庁1(送受信設備)、端末局57(TVRO)
 非常用電源装置 県庁1、中継所18、地域振興局等14、端末局70
 新設中継所 8箇所(うち局舎共用3箇所)
 既設設備撤去 一式
 - 5 工期 契約締結日の翌日から平成29年3月3日まで
 - 6 使用する主要な資機材 多重無線装置、衛星通信装置、直流電源装置、発動発電機、パラボラアンテナ
 - 7 予定価格 6,242,400,000円
(入札書比較価格5,780,000,000円)
 - 8 その他
 - (1) 本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書を提出しない者は、入札してはならず、技術申請書を提出しなかった者の行った入札は、無効とする。技術申請書のうち施工計画書が白紙の場合も、技術申請書の提出がない場合と同じ扱いとする。
 - (2) この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、承認を得て書面による入札方式に代えることができる。
 - (3) この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
 - (4) この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び低入札価格調査における失格判断となる基準価格を設けている。
 - (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に定める対象建設工事である。
 - (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。
- 第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 熊本県における電気通信工事に係る入札参加資格の認定を受けている者とする。ただし、この公告の日において入札参加資格の認定を受けていない者の場合は、次に

掲げる条件を満たすことを前提として、入札参加資格の認定申請を受け付けるものとし、その申請方法は、平成26年7月18日熊本県告示第748号による。
 2 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類	電気通信工事		
共同企業体の構成員数	4者		
資格要件	代表構成員（構成員1）	構成員2及び3	構成員4
格付等級又は経営事項審査の総合評定値	電気通信工事の総合評定値が1300点以上	電気通信工事の総合評定値が700点以上	
営業所の所在地	なし		
施工実績に関する事項	平成12年度以降、元請けとして完成した国又は都道府県の防災行政無線多重無線設備及び衛星無線設備設置工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）	平成12年度以降、元請けとして完成した電気通信工事の施工実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）	なし
経営事項審査の審査基準日の期間	平成25年2月4日から平成26年9月3日まで		
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に専任で配置できること。		
	施工経験	平成12年度以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事で監理技術者又は主任技術者としての経験を有する者（監理技術者又は主任技術者と同程度の施工経験を有する者を含む。） なお、製作現場（工場）の配置予定技術者と据付現場の配置予定技術者が同一でない場合は、各配置予定技術者が、配置予定の業務（製作又は据付）について、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有すること。	平成12年度以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事で監理技術者又は主任技術者としての経験を有する者（監理技術者又は主任技術者と同程度の施工経験を有する者を含む。）
	資格等	電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者	電気通信工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハ又は第15条第2号イ（国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。）に該当する者
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上）にある者	

- 3 全ての構成員が、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 2に示す建設工事の種類について、2に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。
 - (3) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年熊本県

- 告示第 111 号。以下「指名の停止要領」という。) に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がある(4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを受けようとする者であること。
- (6) 次に掲げる者が建設業者等でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面に於いて関係連電設コンサルタンツ株式会社九州支店本店所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目 6 番地
なお、「当該受託者若しくは人事面に於いて関係がある建設業者」とは、以下のア又はイに該当する者である。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業における代表権を有する役員を兼ねている場合
- (7) 準に該当する者全員の間に、次の基準のいずれにも該当しないこと(基共同企業体に属する場合を除く。)
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法(平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社(以下「更生会社」という。)又は更生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 4 号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
次のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社法(平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社(以下「更生会社」という。)又は更生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 4 号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合を除く。
- (ア) 一方が更生会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- (イ) 一方が更生会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害される場合
その他ア又はイと同一視し得る資本金関係又は人的関係があると認められる場合
- 4 共同企業体の結成に当たり次に掲げる条件を全て満たすことを要する。
- (1) 本工事に、2 以上の共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資比率の者であること。
- (3) 構成員が、15 パーセント以上の出資比率であること。
- (4) 本工事について、共同企業体として入札参加資格を認められた者(同一競争参加資格を重複して複数工事に競争参加する者を含む。)は、入札参加資格を有する者とならなければならないこと。
- 5 競争参加資格を重複して複数工事に競争参加する者(同一競争参加資格を重複して複数工事に競争参加する者を含む。)は、入札参加資格を有する者とならなければならないこと。
- 直ちに当該申請書の取下げを行なうこと。競争参加資格を有する者とならなければならないこと。
- 止要領に基づく指名停止を行うこと。

第 3

1

- 総合評価に関する事項
- 1 総合評価の方法
- (1) 総合評価は、技術申請書を提出した者に標準点 100 点を与え、それに技術評価点(30 点満点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除し、定数を乗じた次の式で得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行う。
- $$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点} (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点})}{\text{入札価格} \times 100}$$
- (2) 施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(平成 16 年熊本県告示第 331 号。以下「低入札価格調査実施要領」という。)に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。
- また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

- ア 施工体制に係る審査方法の通知
 - (ア) 期日 平成 26 年 10 月 3 日 (金)
 - (イ) 方法 ヒアリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。
 - イ ヒアリングのための追加資料の提出
 - (ア) 期間 施工体制に係る審査方法の通知の日から平成 26 年 10 月 7 日 (火) 午後 5 時まで
 - (イ) 方法 追加資料の提出 (2 部) を求めた場合は、第 4 の入札・契約担当へ持参すること。
 - ウ 施工体制確認のためのヒアリング
 - (ア) 期日 平成 26 年 10 月 9 日 (木) (予定)
 - (イ) 方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、熊本県庁に来庁し説明を行うこと。
- なお、説明者、詳細な日時及び場所は、アにより通知する。

2 評価に関する基準
 詳細は、入札説明書による。

第 4 入札等担当部局

区 分	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	熊本県知事公室危機管 理防災課 危機管理班	TEL 096-333-2112 FAX 096-383-1503	〒 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺 六丁目 1 8 番 1 号
技術・監督 担当	熊本県知事公室危機管 理防災課 情報通信班	TEL 096-333-2118 FAX 096-383-1503	

第 5 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の 閲覧及び配 布	平成 26 年 8 月 22 日 (金) から 平成 26 年 10 月 2 日 (木) まで	入札情報公開サービスシステムによる。
技術申請書 の資料提出	平成 26 年 9 月 26 日 (金) から 平成 26 年 10 月 2 日 (木) まで	第 4 の入札・契約担当へ持参又は郵送 (書留郵便) によること。
競争参加資 格確認申請 書等の提出	平成 26 年 8 月 25 日 (月) から 平成 26 年 9 月 3 日 (水) 午後 5 時 まで	電子入札システム、持参又は郵送 (書留郵便) によること。
競争参加資 格確認通知	平成 26 年 9 月 12 日 (金) まで (予定)	電子入札システム又は郵送による。 (第 1 の 8 の (2) により書面による入札を行う者に対しては郵送によるが、競争参加資格申請書等を持参又は郵送をする際に、郵送するための郵便切手 (第一種定形郵便の料金に書留料金を加算した額) を貼った定形封筒を添付すること。)
競争参加資 格がないと 認めた理由 の説明要求	競争参加資格確認通知の日か ら平成 26 年 9 月 25 日 (木) まで (予定)	第 4 の入札・契約担当へ持参又は郵送 (書留郵便) によること。
上記要求に 対する回答	平成 26 年 10 月 3 日 (金) まで	書面による。
質問書の提 出	平成 26 年 8 月 22 日 (金) から 平成 26 年 9 月 25 日 (木) まで	第 4 の入札・契約担当へ持参又は郵送 (書留郵便) によること。
質問書に対 する回答の 閲覧	質問書を受理した日の翌日か ら起算して 2 日以内の日から 平成 26 年 10 月 2 日 (木) まで	入札情報公開サービスシステムによる。
入札期間	平成 26 年 9 月 26 日 (金) から 平成 26 年 10 月 2 日 (木) 午後 5 時まで	電子入札システムによること。 入札金額と一致した工事費内訳書を添付すること。 第 1 の 8 の (2) により書面による入札を行う者は、第 6 の 4 に掲げる事項に留意すること。

開札	平成26年10月3日(金)午前10時から	熊本県庁行政棟新館10階危機管理防災課 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
落札者決定通知	平成26年10月20日(月) (予定)	電子入札システム又は郵送による。

(注) 持参又は郵送による場合は、期間内に必着とすること。

第 6 その他

- 1 本工事に係る契約締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、県議会の議決後、本契約となる。
- 2 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金は、免除する。
 - (2) 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債（利付債に限る。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、6の(2)による低入札価格調査実施要領に基づく調査を受けた者については、請負金額の10分の3以上を納付するものとする。
- 4 入札方法等
 - (1) 競争参加資格が承認された者は、電子入札システムにより、第5に示す入札期間に入札すること。
書面による入札の場合は、入札書を、競争参加資格確認通知書及び紙入札移行承認願（県の承認印のあるもの）の写し又は競争参加資格確認通知書及び紙入札方式参加承認書（県の承認印のあるもの）の写しとともに第5に示す開札日時及び場所へ持参すること。なお、郵送による場合は、第5に示す入札期間内に、第5に示す場所へ郵送（書留郵便）すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札執行回数は、1回とする。
- 5 入札の無効
熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）第8条に該当する入札、競争参加資格のない者による入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類に虚偽の記載をした者による入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
なお、競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札又は落札者決定時に指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他第2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- 6 落札者の決定方法
 - (1) 開札後、熊本県会計規則第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、第3の1の(1)に示す評価値（以下「評価値」という。）を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
 - (2) 本工事の入札で、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。
なお、その際、当該入札を行った者は、事情聴取等に協力しなければならない。落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とするものがある。
 - (3) 有効な入札を行った者で評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。
なお、(2)により最低の価格を提示した者が落札者として決定されず、次に高い評価値の者が複数いる場合は、落札者として決定されなかった者を除き、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。
- 7 契約書作成の要否及び支払条件
契約書を作成するものとし、支払条件は、熊本県公共工事請負契約約款（平成23年熊本県告示第349号の14）によるものとする。
- 8 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事であり、

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、熊本県に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。

9 その他詳細は、入札説明書による。

第 7 Summary

1 Subject matter of the contract

Re-maintenance Construction of The Disaster radio Communication System

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

5:00 P.M. 3 September 2014

3 Time-limit for the submission of tenders

5:00 P.M. 2 October 2014

(tenders submitted by mail 5:00 P.M. 2 October 2014)

4 Contact point for the notice

Disaster and Crisis Management Administration Division,

Department of Governor Direct Control, Kumamoto Prefectural Government,

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,

ZIP 862-8570, TEL 096-333-2118

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 3 号

平成 26 年度第 3 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 26 年 8 月 11 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

委員長 高木 一孝

1 開催日時

平成 26 年 9 月 17 日 (水)

午後 7 時から午後 9 時まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁行政棟新館 8 階 803 会議室

3 議題

平成 26 年 8 月分の感染症発生動向調査の解析評価について

4 傍聴者の定員

5 人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局 (熊本県健康福祉部健康危機管理課)

(電話 096-333-2240)

熊本県社会福祉審議会公告第 2 号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成 26 年 8 月 22 日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

保健福祉推進部会 部長 小川全夫

1 開催日時

平成 26 年 8 月 29 日 (金) 午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 開催場所

熊本県熊本市中央区千葉城町 3-31

KKR ホテル熊本 2 階 ローブルーム

3 議題等 (予定)

(1) 議題

ア 「長寿・安心・くまもとプラン」 (第 5 期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画) の平成 25 年度取組み実績等について

イ 次期 (第 6 期) 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 (たたき台) につ

- いて
ウ その他
- (2) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
- (1) 会議の傍聴の受付は、午後2時から午後2時30分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班）（電話：096-333-2215）

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第2号

熊本県公共事業再評価監視委員会による現地調査を次のとおり実施します。

平成26年8月22日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 日程
- ①平成26年8月28日（木）午前11時50分頃から3箇所
上天草市、天草市、宇城市
- ②平成26年8月29日（金）午前10時40分頃から4箇所
高森町、阿蘇市、菊池市、熊本市
- ※開始時間については概ねの予定であり、前後する場合があります。
- 2 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）
電話096-333-2490